

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十九年 四月 一日

目次

教育委員会規則

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 二

岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(同) 二

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(同) 二

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則を廃止する規則

(同) 三

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会事務局職員等のき章に関する規程の一部を改正する訓令

(教育総務課) 三

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 四

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 四

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 四

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

(同) 五

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

(同) 五

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令

(同) 六

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令

(同) 六

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令

(教育総務課) 六

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 七

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令

(同) 七

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年四月一日

教育委員会規則

職員の仕事の宣誓に關する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第一号

職員の仕事の宣誓に關する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の仕事の宣誓に關する条例施行規則（昭和二十六年岐阜県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

本則の表三の項中「その他教育機関の長の職にある者」を削り、同表四の項中「その他の教育機関」を削り、「以外の者」を「以外のもの」に改め、「教育機関の長」を「学校の校長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関

の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する規則（昭和三十六年岐阜県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「その他の教育機関」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育総務課の項中「義務教育企画係、中等教育企画係」を「教育企画係」に改め、同表学校安全課の項中「管理調整調査係」を「管理調整係」に改め、同表特別支援教育課の項中「特別支援教育係、特別支援学校整備係、自立支援係」を「教育支援係、環境整備係、自立・就労支援係」に改め、同表社会教育文化課の項を削り、同表体育健康課の項中「学校体育係」の下に、「全国高校総体係」を加える。

第三条の表教育総務課の項第十四号中「及び教育機関」を削り、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 特別支援教育の企画立案に關すること。

第三条の表教職員課の項第十号中「組織」の下に「及び編制」を加え、同表学校支援課の項に次の一号を加える。

十四 PTAに關すること。

第三条の表社会教育文化課の項を削り、同表体育健康課の項に次の一号を加える。

五 全国高校総体に關すること。

第八条の九を削り、第八条の十を第八条の九とし、第八条の十一から第八条の十三ま

でを一条ずつ繰り上げる。

第十二条の表教育支援課の項第十一号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同項中第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十二号とし、第十六号及び第十七号を削る。

第十七条の表岐阜県社会教育委員の項から岐阜県図書館協議会の項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則を廃止する規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次の

ように改正する。

第二条第一項中「岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）第二条の表上欄に掲げる機関並びに」を削る。別表第九号中口からホまでを削り、へを口とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則（平成四年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「教育長、副教育長、教育次長、教育総務課長及び関係課長」を「教育長が指名する職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等のき章に関する規程の一部を改正する訓令を次のよう

に定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務局職員等のき章に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等のき章に関する規程（昭和二十六年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その他の教育機関」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程（昭和三十五年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十三年十月」を「昭和三十三年」に改め、「その他の教育機関」を削る。

第二条第一項中「その他の教育機関」、「次頁各号に掲げる職員を除く。）」及び「（特別の勤務に従事する職員を除く。）」を削り、同条第二項中「次に掲げる職員」を

「前項の規定にかかわらず、県立学校に勤務する職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるもの」に、「職員」を「職員のうち」に改め、「職員に限る。）」を「もの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程（昭和三十九年岐阜県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育機関」を「県立学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第四号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程（昭和四十一年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「県立の教育機関」を「県立学校」に改め、「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条第六号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第五号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号。以下「教育機関組織規則」といふ。）第二条の表上欄に掲げる機関並びに」を削り、同条第六号中「第六条第一項の課長及び」を「第六条第一項及び」に改め、「並びに教育機関組織規則第六条第一項の課長」を削り、同条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第三十一条第一項第二号中「課を置かない現地機関等」を「岐阜県立学校」に、「所長等」を「学校長」に改め、同条第六項中「所長等」を「現地機関等の長」に改める。

第三十二条、第三十二条の四から第三十三条まで、第三十六条、第三十七条及び第四十

三条中「所長等」を「現地機関等の長」に改める。
別表中社会教育文化課の項及び図書館の項から博物館の項までを削り、同表岐阜希望が丘特別支援学校の項の次に次のように加える。

岐阜清流高等特別支援学校

岐高特

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第六号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育機関」を「県立学校」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

部局等	服務管理責任者		服務管理者	
	事務局	副教育長	各課長	教育事務所長
県立学校	副教育長	校長		

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。
岐阜県教育委員会訓令甲第七号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会継情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和二十九年岐阜県教育委員会規則第八号）第二条の表上欄に掲げる教育機関並びに」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第八号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程（平成二十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その他の教育機関」を削る。
第六条第一項中「各教育機関の長」を「各県立学校の校長」に改める。
附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱（昭和四十八年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育機関」を「及び県立学校」に、「教育機関等」を「県立学校等」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「教育機関等」を「県立学校等」に、「当該教育機関」を「当該県立学校等」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条中「教育機関等」を「県立学校等」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項中「教育機関等」を「県立学校等」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「教育機関等」を「県立学校等」に改め、同条を第十七条とする。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限の委任に関する規程（昭和三十七年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例」を「並びに岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例」に改め、「並びに岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）第四条に規定する教育機関の長又は所長」を削り、「と総称する」を「と」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会自動車等管理規程（平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第五条第一項中「教育機関にあつては教育機関の長、県立学校にあつては」を削る。

第六条第一項中「教育機関にあつては管理及び調整に関する事務を整理する課長（管理及び調整に関する事務を整理する課長がいな場合にあつては管理者が指定する者、県立学校にあつては）」を削る。

第十六条第一項中「教育機関又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社